

# 配偶者からの暴力等を理由に避難している方へ

## 商品券の配布について

### (福山市市民生活応援給付事業)

配偶者からの暴力（DV）等の理由で、住民票の住所とは異なる場所に住んでいる方は、申出により、実際のお住いの場所に商品券をお送りできる場合があります。

「1 対象者」のいずれかの方は、申出書の提出の手続きをお願いします。

申出内容や個人情報は、厳重に管理します。

#### 1 対象者

- (1) 2026年（令和8年）1月1日に福山市に住民票があるが、DV等の理由で住民票の住所とは異なる場所に住んでいる方（市内・市外を問いません）
- (2) 2026年（令和8年）1月1日に福山市に住民票がないが、それ以前からDV等を理由に福山市に住んでいる方

#### 2 金額

1人当たり5,000円分（DV等で避難されている方全員が住民税非課税又は住民税均等割のみ課税されている場合は、1人当たり5,000円分を加算）

#### 3 支給時期 2月下旬から順次送付予定

#### 4 申出方法

若者・くらしの悩み相談課のホームページに掲載している「DV等申出書」に必要事項を記載し、若者・くらしの悩み相談課宛てに郵送もしくは窓口へ提出してください。なお、内容確認のためご連絡する場合があります。

#### 5 申出期限

2026年（令和8年）2月6日までに申出てください。

※2月6日までに申出書を提出いただき、状況が確認できた場合、初回発送日までに対応することが可能です。期日を過ぎて申出があった場合でも、事業期間内であれば、対応することができます。

## よくあるお問い合わせ

Q 住民票どおりに住んでいませんが、対象になりますか？

A DV等でやむを得ない事情がある場合は、申出書の提出により、今住んでいる場所へ商品券を送付します。

Q 市内に住んでいますが、住民票が市外にあります。

A 基準日（2026年（令和8年）1月1日）以前から市内に居住している場合は、申出により対象となる場合があります。

Q 詳しい理由を書いたり、証明書を出す必要はありますか？

A 「DV等申出書」の「4 相談先」に該当事項を記入すれば、証明書の提出は原則不要です。市以外への相談は、関係者や申出者に電話等で聞き取りさせていただきます。

Q 申出をすると、家族や世帯主に知られますか？

A 申出内容は、相談関係機関以外や世帯主に伝わることはありません。  
ただし、住民票の世帯の商品券は、申出者と同伴者分を除いて送付します。既に送付していた場合は、返還を求めます。

### 問合せ先

#### ●DV等申出書に関するこ

福山市役所若者・くらしの悩み相談課  
電話：(084) 928-1297  
受付時間：平日 8時30分～17時15分

#### ●給付に関するこ

福山市市民生活応援給付事業コールセンター  
電話：(0120) 720-733  
受付時間：平日 8時30分～17時15分  
(1月27日開設予定～4月30日まで)